

● 政策目標6－2：開発途上国における安定的な経済社会の発展に資するための資金協力・知的支援を含む多様な協力の推進

1. 「政策の目標」に関する基本的考え方

自由かつ公正な国際経済社会の実現やその安定的発展に向け、開発途上国における貧困の問題や地球温暖化をはじめとした地球環境問題等の課題への対応を含む国際的な協力に積極的に取り組むことを通じて、世界経済の中で大きな地位を占める我が国が主体的な役割を果たすことが求められています。我が国の厳しい財政状況や国民のODAに対する見方を踏まえつつ、開発途上国における安定的な経済社会の発展に資するための効果的かつ効率的な資金協力等を推進していきます。

2. 内閣の基本的な方針との関連

第173回国会 総理大臣所信表明演説

第174回国会 総理大臣施政方針演説

第174回国会 財務大臣財政演説（平成22年1月18日、平成22年1月29日）

明日の安心と成長のための緊急経済対策（平成21年12月8日閣議決定）

新成長戦略（基本方針）（平成21年12月30日閣議決定）

3. 重点的に進める業績目標・施策

施 策 6-2-1：ODAの効率的・戦略的な活用

施 策 6-2-2：円借款、国際協力銀行業務、国際開発金融機関を通じた支援

4. 業績目標・施策に関する基本的考え方

● 施 策 6-2-1：ODAの効率的・戦略的な活用

我が国は、ミレニアム開発目標やODAに関する様々な国際公約の達成に向けて積極的に取り組んでいます。一方、我が国の厳しい財政状況や、国民のODAに対する見方を踏まえると、これまで以上に、戦略的な援助の実施を図ると共に、開発効果の向上に努めて行くことが課題となっています。こうした中、ODAについては、総理及び少数の閣僚メンバーを構成員とする「海外経済協力会議」において、ODA以外の政府資金や、関連する民間資金と共に、その戦略的かつ効率的な実施について審議されているほか、行政刷新会議において、ODAについても、一層の効率化を図ることが求められました。

こうした点を踏まえ、財務省は、関係省庁間で密接な連携を図りながら、円借款・技術協力・無償資金協力の一体的活用や、国際開発金融機関及び諸外国との援助協調の推進、NGOや民間企業等との連携、国別援助計画の策定、ODA評価の充実を進め、ODAの効率的・戦略的な活用に取り組んでいきます。

● 施策 6-2-2：円借款、国際協力銀行業務、国際開発金融機関を通じた支援

財務省は、円借款や国際協力銀行業務、国際開発金融機関に関する業務を所管する立場から、以下に取り組んでいきます。

① 円借款・国際協力銀行業務

開発途上国に対して、長期・低利の緩やかな条件で開発資金を融資する円借款は、途上国にとって必要不可欠な経済・社会インフラを整備するために重要な役割を果たしています。一方、円借款は、返済が求められる有償の資金であることから、債務償還確実性の確保に慎重を期す必要があります。財務省としては、IMFの知見も活用しつつ、途上国の財政や国際収支の状況を分析するなど、債務問題に目を配ると共に、世銀を始めとする国際開発金融機関との連携が図られるように意を用いるなど、援助効果の向上に努めており、こうした観点から、相手国政府との協議や、それを受けた策定される国別援助計画、更には、個々の円借款の案件の形成に参画しています。

平成22年度においては、アジア地域を中心に円借款を供与していくとともに、第4回アフリカ開発会議（TICAD－IV）の成果も踏まえ、引き続き、国際開発金融機関との連携を深めながら、開発効果の高い円借款の供与を図っていきます。また、経済・社会情勢の変化に応じて、円借款制度の見直しを検討していきます。

一方、国際協力銀行（JBIC）業務については、引き続き、民業補完の徹底を図りつつ、国策上重要な海外資源確保、我が国産業の国際競争力の維持・向上のための業務を行うほか、今般、途上国支援に関する「鳩山イニシアティブ」が策定されたことを踏まえ、地球温暖化の防止等の地球環境の保全を目的とする事業の促進にも努めています。（下記③参照）。また、「明日の安心と成長のための緊急経済対策」（平成21年12月8日閣議決定）を踏まえ、国際的な金融危機への対処として、日本企業の先進国における事業等に対し、臨時の措置として支援を行う海外事業支援緊急業務について、平成21年度末の期限を延長しました。

この他、JBICは、金融危機発生以降、国際金融市場の混乱のため一時的に外国債の発行が困難となった途上国に対する支援として、インドネシア等の途上国政府が発行するサムライ債に対する保証供与を実施してきたところです。今後とも、途上国政府の要望を踏まえ、サムライ債発行支援に引き続き取り組んでいきます。

② 国際開発金融機関等

世界銀行、アジア開発銀行等の国際開発金融機関（Multilateral Development Banks: MDBs）は開発援助における豊富な経験を有し、最先端の専門的知識を持った人材を数多く有すると共に、その広範な情報網を活用し現地の支援ニーズを的確に把握することにより、効果的な援助を行うことができるなどの長所があります。財務省はこのような長所を十分認識し、昨年も、経済・金融危機対応において、G20諸国との協調により、MDBsの融資等の拡大を通じて、途上国や世界の貧困層が蒙る危機の影響を軽減すべく、MDBsの活動に積極的に関与・貢献しており、今後もMDBsの主要出資国として、業務運営に積極的に参画し、我が国のODA政策・開発理念をMDBsの政策に反映させていきます。また、第4回アフリカ開発会議において行ったように、

引き続き、我が国の開発援助にMDGsの専門的知見や人材を活用することで、我が国支援の効果・効率を増大させていきます。

また、MDGsは、貧困削減や成長といった中核的役割や、経済・金融危機への対応のような緊急課題に加え、気候変動や食糧安全保障などグローバルな課題に積極的な対応を行っていくことが必要であり、我が国としては、MDGsの改革や適切な資金基盤の確保に取り組んでいきます。中でも、各機関相互や他の援助主体との間の協調・連携の推進、重点分野の明確化、結果を重視した援助の取組、援助効果の評価の推進を図ることにより、支援の効率性・有効性を高めるMDGsの取組を積極的に支援していきます。

また、MDGsを通じた開発援助について、広く一般に紹介していきます。

◎業績指標 6-2-1：MDGsとの政策協議・開発問題研究会の開催回数 (単位：回)

| | 平成18年度 | 19年度 | 20年度 | 21年度 | 22年度目標 |
|------|--------|------|------|------|--------|
| 開催回数 | 18 | 35 | 42 | N.A. | 40以上 |

(出所) 国際局開発機関課調。

(注1) MDGsとの政策協議は、原則課長レベル以上が各機関の局長級との間で意見交換・議論を行うもの（個別面会を除く）。

(注2) 開発問題研究会は、我が国の援助政策に実務家等の幅広い知見を取り入れ、開発援助政策の立案に活かすことを目的として、国際開発金融機関職員（幹部含む）等、開発分野の専門的知見・経験を有する者と財務省職員（課長以上含む）との間で意見交換・議論を行うもの。

(注3) 過去の実績に基づけば、平成22年度は開催回数を40回以上を目標とし、今後は協議・研究内容の充実に努めることが考えられる。

(注4) 平成21年度実績値は、平成22年6月末までにデータが確定するため、平成22年度実績評価書に掲載予定。

③ 地球環境保全・改善に向けた開発途上国の取組支援

気候変動枠組条約第15回締約国会議（COP15）で取りまとめられた「コペンハーゲン合意」では、気候変動対策に取り組む途上国に対し、先進国全体で、幅広い支援を行う必要性が謳われました。

こうした国際的な動きを踏まえ、我が国は、平成24年までの3年間に、官民合計で、1兆7,500億円規模の支援を実施すること等を内容とする「鳩山イニシアティブ」を表明したところですが、その中では特に、JICAについて、民間投資の後押しを図る観点から、その積極活用を図ることが重要との考え方が盛り込まれており、財務省としても、積極的に取り組んでいきます。その一環として、途上国政府等が実施する温暖化対策プロジェクトに対して、JICAによる支援を可能とするため、「株式会社日本政策金融公庫法の一部を改正する法律案」を平成22年2月に国会に提出しています。また、多国間の取組について、財務省は、世界銀行の信託基金である地球環境ファシリティ（Global Environment Facility：GEF）及び気候投資基金（Climate Investment Funds：CIF）について、関係省庁と密接に連絡を取りながら、運営のあり方や、気候変動ファイナンス全体の中に占める役割について、「ポスト京都」における途上国支援のあり方に関する国際的な検討の動向もにらみながら、引き続き、積極的に議論に参画していきます。これに加え、GEFについては、平成22年7月以降の資金規模等につ

いて議論する増資交渉の早期妥結に向け、各国との意見交換を深めつつ議論を主導していきます。また、C I Fについては、資金拠出を行うことを踏まえ、同基金が効果的・効率的に活用されるよう、その運営に積極的に参画していきます。

施 策 6-2-3 : 債務問題への取組

我が国は、債務問題に直面した開発途上国政府に対し、パリクラブ（主要債権国会合）合意に基づき、適切に公的債権の繰り延べや削減を行っています。とりわけ、重債務貧困国（Heavily Indebted Poor Countries: H I P C s）に対しては、「拡大H I P C イニシアティブ」に基づく債務救済を通じて、その貧困削減への取組に大きく貢献しており、今後とも、拡大H I P C イニシアティブの着実な進捗等、債務問題の解決に向け引き続き取り組みます。

また、IMFや世界銀行は、我が国を含めた全ての債権者やドナーが債務持続性分析の枠組みに沿った行動をとるよう促しています。財務省としても、債務持続性を脆弱なものとする非譲許的借入などの途上国が直面する債務に関する諸問題について、IMF、世界銀行やパリクラブ等の国際的枠組における議論に積極的に参加していきます。

施 策 6-2-4 : 知的支援

開発途上国が持続的な経済発展を進めるためには、財政金融分野等における適切な制度の構築が必要です。また、開発途上国と我が国が貿易投資等の経済関係や、密輸阻止及びテロ防止等の協力関係を深める前提として、相手国当局の能力強化が重要です。

この観点から、これまでの取組を踏まえつつ、開発途上国の政策担当者等を対象にした日本の経済財政政策等についての研修・セミナー、開発途上国が抱える政策課題等についてのワークショップ等の研究交流、さらに開発途上国の財政・税制、アジアの地域金融協力等についての研究調査・セミナー等を行い、我が国の経験に裏打ちされた知識やノウハウを提供することで、人材育成支援及び国際協力に積極的に取り組んでいきます。

また、開発途上国の税関当局に対しても、W C O（世界税関機構）等の国際機関や、A P E C（アジア太平洋経済協力）、A S E M（アジア欧州連合）等の地域協力の枠組み及び二国間の取組等を通じ、税関分野の制度構築・整備、執行改善・能力強化を支援し、我が国との貿易投資等の経済関係及び水際取締りに関する協力関係の強化に取り組んでいきます。特に、開発途上国の税関における知的財産侵害物品の水際取締能力の向上を図るため、W C Oの枠組みを通じた支援に積極的に取り組んでいきます。同時にこれまで行った支援の不断の点検と改善を行うことにより、今後実施する支援が質の高いものとなるよう努めます。

（新）◎業績指標 6-2-2 : 知的支援に関する研修・セミナー参加者の満足度（単位：%）

| | 平成22年度目標 |
|--------------------------|----------|
| 研修・セミナーを「有意義」以上と回答した者の割合 | 70%以上 |

（出所）国際局地域協力課、関税局参事官室（国際調査担当）、財務総合政策研究所国際交流室

（注1）研修・セミナーの参加者を対象に実施するアンケート調査で「非常に有意義」、「有意義」、「普通」、

「あまり有意義ではない」、「有意義ではない」の回答項目の内、研修・セミナーの総合的な評価に対して「非常に有意義」、「有意義」と回答した者の割合。なお、アンケート調査の概要についてはP186参照。

(注2) 数値(割合)はそれぞれの研修・セミナーのアンケート調査で得られた数値を単純平均したもの。

5. 参考指標（8指標）

- 開発途上国に対する資金の流れ
- 国際開発金融機関関連の国際会議
- 国際開発金融機関に対する主要国の出資
- 国際開発金融機関等に対する拠出金
- 国際開発金融機関の活動状況（日本人幹部職員数等を含む）
- J B I Cによる出融資等実施状況（国際協力銀行業務）
- 円借款実施状況
- 研修・セミナー等の実施状況